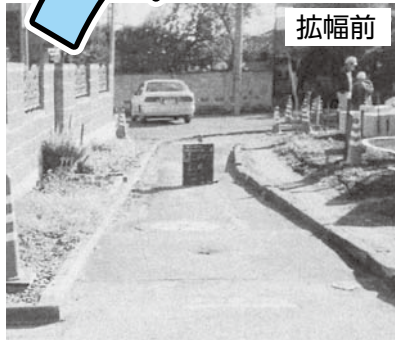


狭い道路を広げて 安全で快適な まちづくり



皆さんの住んでいる地域の生活道路は、災害が起きたときに消防車や救急車などの緊急車両が通行できる幅がありますか。

狭い道路はこうした活動の妨げとなるだけでなく、日常の交通や日当たり、風通しなどの生活環境の面からも多くの問題を抱えています。

市では、これらの狭い道路を、市民の皆さんが住宅などの新築や増改築をする際に整備し、将来に向けて災害に強く、安心して住むことができるまちづくりを進めています。

狭あい道路拡幅整備とは

狭あい道路拡幅整備は、後退した部分（後退用地）を建築主や土地所有者から寄付または使用貸借の承諾をいただき、市が舗装などの整備をして道路を広げる事業です。

道路の幅は4メートル以上必要です

建築基準法では、幅4メートル以上の道路に接した敷地でなければ建物を建てることができないと定められています。ただし、4メートル未満の道路でも、都市計画区域の指定がされたときに、現に建物が立ち並んでおり、市が指定した道路（建築基準法第42条第2項道路）に接している敷地の場合には、道路の中心線から2メートル後退すれば建築することができます。この場合、新築・増改築の建物はもちろん、後退に支障となる門・塀・植栽などの障害物も、この境界線まで後退していただきます（下の図1）。また、幅4メートル未満の道路で、片

側が川や崖地などの場合は、道路を含めて4メートルの線まで後退しなければなりません（下の図2）。4メートル未満の道路に接した敷地に建築計画のある人は、建築指導課☎(632)2574へご相談ください。なお、下の図の後退用地（斜線部分）は、建物を建てる時の敷地面積に算入されません。

事業への協力は報奨金などの特典も

■後退用地を寄付していた場合

▽後退用地などの測量や分筆に直接要した費用について、助成金を交付します。
▽すみ切り用地（下の図3）を寄付した場合は、報奨金を交付します。

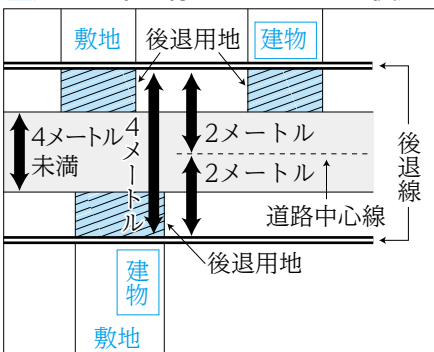
寄付要件がありますので、ご相談ください。

■後退用地の使用に同意していた場合

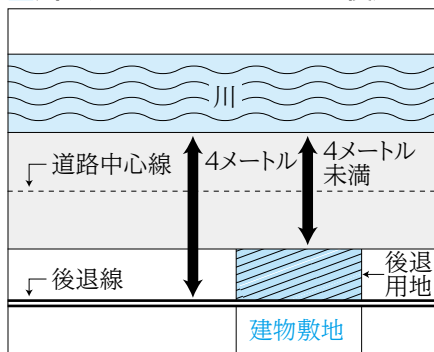
▽市で舗装などの整備をした後、後退用地の固定資産税、都市計画税の免除の手続きを行います。

4 ☎建築指導課☎(632)257

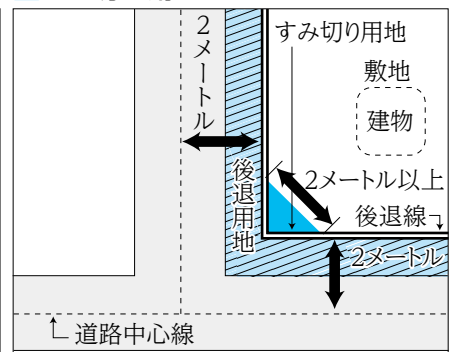
1 道路の中心線から2メートル後退



2 川や崖地などは4メートル後退



3 すみ切り用地



◎断酒例会に参加しませんか ■昼例会(酒害相談) ▽日時 3月16日(金)午後1時~3時(毎月1回)▽会場 市保健センター。■例会 ▽曜日・会場 毎週火曜日=平石区(下平出町)。毎週水曜日=西(西一の沢町)。毎週木曜日=中央(中央1丁目)。毎週土曜日=雀宮区(新富町)▽時間 午後7時~9時。■内容 お酒に悩む人たちが互いに理解し、支え合うことで問題を解決する。■対象 酒の飲み方がおかしい、アルコール依存症の疑いがあるなど、お酒で悩んでいる人またはその家族。☎保健予防課☎(626)1114